

<報道発表資料>

令和8年5月7日

京都市監査事務局

京都大学イノベーションプラザに関する業務委託契約の締結等に係る住民監査請求の監査結果の公表

地方自治法第242条第5項の規定により、京都市監査委員が実施した監査の結果について、お知らせします。

1 概要

- (1) 請求日 令和8年3月13日（金）
- (2) 請求人の数 1名
- (3) 請求内容

京都市が、公益財団法人京都高度技術研究所（以下「ASTEM」という。）との間で締結した令和4年度から令和7年度までにおける京都大学イノベーションプラザを拠点とした地域科学技術振興事業に関する業務委託契約（以下「本件契約」という。）において、前年度の支払の妥当性を検証していないこと、コーディネータの人件費が二重請求されていること等の疑義があることから、本件契約の締結又はそれに伴う委託料の支出が違法又は不当な財務会計上の行為に当たるとして、是正措置を求めるもの

2 監査委員の判断

棄却・一部却下

3 一部却下理由の要旨（令和7年3月12日以前の支出に係る部分について）

- (1) 地方自治法第242条第2項本文は、普通地方公共団体の執行機関及び職員による財務会計上の行為について、たとえ違法又は不当な行為であったとしても、いつまでも住民監査請求又は住民訴訟の対象となり続けることが法的安定性を損なうため、当該行為があった日又は終わった日から1年という監査請求の期間制限を設けているところ、同項ただし書により、「正当な理由」がある場合には、例外として1年を経過した後も監査請求をすることが認められている。
- (2) 本件請求においては、令和4年度から令和6年度までの本件契約の締結及びそれに伴う委託料の支出に係る部分は、請求日時点において既に1年を経過していたことから、当該部分について「正当な理由」が認められるかが問題となるが、請求書に「正当

な理由」の存在を認めるべき事由が記載されていないこと、また、請求人が公文書公開請求や裁判における証人尋問等を通じて、遅くとも令和7年6月時点には令和4年度から令和6年度までの当該行為の存在及び内容を認識していた、又は認識することができたにもかかわらず、請求人は、当該時点から「相当な期間内」（判例によるとおおむね2か月程度）に住民監査請求を提起しなかったことから、当該部分については、「正当な理由」が認められないとして、請求を却下した。

4 棄却理由の要旨（令和7年3月13日以降の支出に係る部分について）

(1) 令和6年度本件契約における委託料の支払の妥当性について

ア 委託契約の性質と業務の実施

委託は定められた業務を遂行することに対して報酬が支払われるものであり、実際の経費が委託料より高額か低額かによって支払義務に影響を及ぼすものではない。本件契約においては、コーディネータの具体的な勤務体制は受託者であるASTEMに委ねられており、仕様書上の業務が適切に行われていれば、見積時と実績の勤務体制に差異があっても、直ちに債務不履行や架空請求の問題が生じる関係にはない。

この点、業務報告書からは委託業務を怠った事実は認められないため、業務は適正に実施されたものと判断すべきである。

イ 事務職員の人件費の取扱い

事務職員の給与について、ASTEMの説明では見積書の一般管理費(1,568,555円)に含まれているとのことだが、会計報告書では人件費として事務職員の給与だけで2,095,482円計上されているため、実際に見積書において事務職員の給与が一般管理費に計上されていたかは明らかではない。

しかしながら、会計報告書に含まれる事務職員の人件費について、当該費用がコーディネータの業務を下支えするバックオフィス業務に係るものであるならば、本件業務の遂行に伴う費用として計上すること自体は何ら不自然ではない。法人構成図により京都大学イノベーションプラザにおいて事務職員の配置が確認できることから、委託料に係る人件費の不当な水増しに当たるとは認められない。

(2) 令和7年度本件契約に係る契約金額の算定について

ア 委託料の妥当性

一部費目の算定方法に不適切な点は認められるものの、他方で、コーディネータの人件費については、本来発生するはずの2名分の給与相当額が、民間企業からの出向により計上されていないことを勘案すると、他の事業者に委託する場合よりもむしろ相当程度費用が抑えられており、少なくとも委託料の総額として不当に高額であるとは認められない。

イ 二重計上及び再委託の疑義

請求人は、本件業務に従事するコーディネータの人件費相当額が、本件契約とは別

の契約の人件費にも二重計上されている旨主張しているが、当該別契約に係る見積書の内訳及び職員の雇用契約書によると、当該見積書に計上されている人件費相当額は、本件業務に従事するコーディネータとは別の者であることが確認されたことから、請求人の主張する人件費相当額の二重計上の事実は認められない。

(3) 再委託について

一部のコーディネータへの本件業務の再委託に関し、手続上の不備が認められるものの、京都市は ASTEM と当該コーディネータの雇用形態を了知しており、報告書上も業務不履行は確認されていないことから、当該手続上の不備によって、本件契約の締結及びそれに伴う委託料の支出が違法又は不当な行為となるほどのものとはいえない

(4) 結論

以上のとおり、令和 7 年度本件契約において、契約金額自体は適正な範囲であり、請求人が指摘する人件費の二重請求等の事実も認められない。したがって、本件請求には理由がないので、これを棄却する。

5 市長に対する意見

本件のように 1 社からの見積りによる随意契約は、価格競争性が働かないため、契約金額の決定に当たり不当に高額とならないよう特に注意を払うべきことが要請されると同時に、事務処理の透明性を確保し、公金の支出の妥当性について市民への説明責任を果たすことが強く求められるものである。今後の契約金額の決定に当たっては、過去の実績との比較のみならず、必要に応じて国のマニュアル等を参照する等十分検討したうえで、契約金額が適正であるかについて適切に判断するとともに、市民への説明責任を十分に果たし得るよう徹底されたい。また、再委託に係る手続等、契約条項及び関係法令の遵守と適正な事務処理を徹底されたい。

6 監査結果通知・公表

令和 8 年 5 月 7 日（木）

詳細は、京都市情報館ホームページ（市政情報－監査－監査等の実施状況－住民監査請求監査）に、監査結果公表文（PDF 形式）を掲載しています。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kansa/page/0000145307.html>

<お問合せ先>

京都市監査事務局

電話：075-212-2688